

○建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格

昭和58年4月1日告示第37号

〔注〕平成6年から改正経過を注記した。

改正

昭和58年10月15日告示第87号  
平成6年2月22日告示第24号  
平成11年11月16日告示第144号  
平成13年8月1日告示第116号  
平成14年1月31日告示第11号  
平成15年3月26日告示第45号  
平成18年2月1日告示第7号  
平成19年12月21日告示第173号  
平成21年3月30日告示第46号  
平成22年3月23日告示第41号  
平成26年1月31日告示第12号  
平成28年1月8日告示第1号  
平成30年1月10日告示第1号  
平成31年1月11日告示第3号  
令和2年2月13日告示第14号  
令和4年1月19日告示第7号  
令和8年3月13日告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定するものとし、次のように定める。

建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格

1 一般の建設業者について

（競争入札参加資格）

（1）競争入札参加資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次に掲げる要件を備えているものとする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、法第3条第1項の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、申請時に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の15による経営規模等評価結果通知書の年平均欄に完成工事高が計上されていること。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。）が富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者に該当しないこと。

エ 次の（ア）から（ウ）までの届出を全てしていること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（格付と発注基準金額）

## 工事競争入札参加資格

- (2) (1)に定めるもののほか、市内に主たる営業所を有する者の土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事（以下「格付4業種」という。）の競争入札参加資格者は、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額（以下「発注基準金額」という。）の区分に応じ、同表第1欄に掲げる等級に格付された者とする。ただし、入札について必要により発注基準金額に対応する等級の直近上位等級及び直近下位等級に格付された者を加えることができる。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	5,000万円以上	4,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
B	2,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 9,000万円未満	500万円以上 5,000万円未満	500万円以上 5,000万円未満
C	500万円以上 5,000万円未満	4,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
D	2,000万円未満			

(申請書等の提出)

- (3) 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(競争入札参加資格の認定)

- (4) 競争入札参加資格の認定は、(3)の規定により提出された申請書等に基づき、市内に主たる営業所を有する者の格付4業種については、次に掲げる客観的事項及び主観的事項について、市内に主たる営業所を有する者の格付4業種以外の工事及び市外に主たる営業所を有する者の建設工事については、次に掲げる客観的事項について、それぞれ審査、評定することにより行うものとし、更に市内に主たる営業所を有する者の土木一式工事の競争入札参加資格については、A、B、C及びDの4等級に、市内に主たる営業所を有する者の建築一式工事、電気工事及び管工事の競争入札参加資格については、A、B及びCの3等級に格付することにより行うものとする。

ア 客観的事項

経営事項審査を受けて算出された総合評定値

イ 主観的事項

- (ア) 市が発注した建設工事の工事成績
- (イ) 障害者の雇用状況
- (ウ) ISO9001の認証及びISO14001又はエコアクション21の取得状況
- (エ) 地域貢献の活動状況
- (オ) 災害に関する協定の締結状況及び活動状況
- (カ) 市が行う優良工事施工業者の認定状況
- (キ) 経営規模等評価結果通知書の建設工事の種類ごとに記載される技術職員数
- (ク) 消防団協力事業所の認定状況
- (ケ) ふじ職域健康リーダー設置事業所の登録状況
- (コ) 高齢者雇用事業所の登録状況
- (サ) 女性管理職雇用事業所の認定状況
- (シ) 安全教育等の取組状況
- (ス) 暴力団等排除の取組状況

(定期の審査等)

- (5) 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。なお、申請書が追加提出された場合は、随時の審査を行うことができるものとする。

(資格の認定の取消し)

(6) 市長は、競争入札参加資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該競争入札参加資格者又は法第12条各号のいずれかに掲げる者にその旨を通知する。

ア 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当することとなった者

イ 1(1)の競争入札参加資格を有しなくなった者

(通知)

(7) 市長は、格付を行ったときは、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

(適用除外)

(8) (2)の規定は、次に掲げる工事の一に該当する工事については、適用しない。

ア 災害復旧工事

イ 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事

ウ 特殊な機械又は工法を要する工事

エ 特別な理由により、施工、管理等に配慮を要する工事

オ 特別な理由により急施を要する工事

(資格の有効期間)

(9) 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の決定の日の翌日から次の定期の審査に基づく当該資格の決定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請)

(10) 資格を有する者から合併等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条第1項の許可を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該業種に関して同条の許可を有する者に限る。）は、その都度、建設工事競争入札参加資格継承審査申請書等（以下「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の認定等の準用)

(11) 継承申請書等を提出した者の資格の認定及び格付並びに資格の有効期間については、1(2)、1(4)及び1(9)の規定を準用する。この場合において、1(4)中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

## 2 事業協同組合について

(競争入札参加資格)

(1) 競争入札参加資格を有する組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合をいう。以下同じ。）は、1(1)の要件を備えているもの及び経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けているものとする。

(申請書等の提出)

(2) 競争入札参加資格の審査を受けようとする組合は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の有効期間)

(3) 競争入札参加資格の有効期間は、(2)の規定により提出された申請書等を受理した日の翌日から一般建設業者の次の定期の審査に基づく競争入札参加資格の決定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請及び資格の認定の準用)

(4) 競争入札参加資格を有する事業協同組合の合併等については、1(9)及び1(10)の規定を準用する。

## 3 共同企業体について

(競争入札参加資格)

(1) 競争入札参加資格を有する共同企業体は、その各構成員が1(1)の要件を備えているものとする。

(申請書等の提出)

- (2) 競争入札参加資格の審査を受けようとする共同企業体は、建設工事競争入札参加資格審査申請書等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の有効期間)

- (3) 競争入札参加資格の有効期間は、特定の工事を施工することを目的とするものを除き、当該資格の決定の日の翌日から共同企業体の次の定期的審査に基づく競争入札参加資格の決定の日までとする。

4 その他の手続について

(廃止及び休止の届出)

- (1) 競争入札参加資格の認定を受けた者が、営業を廃止し、又は休止したときは、直ちにその旨を書面で届け出るものとする。

(変更の届出)

- (2) 競争入札参加資格の認定を受けた者が、次に掲げる事項に変更があつたときは、直ちに建設工事競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届に当該変更を証する書面を添えて提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

ア 商号又は名称

イ 住所(所在地)及び電話番号

ウ 代表者又は受任者

エ 許可を受けた建設業の区分又は番号

オ 組織(有限会社から株式会社への変更等)

カ 使用印鑑

キ その他市長が必要と認める事項

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示施行の際、現に提出されている入札参加申請は、この告示の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則(昭和58年10月15日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成6年2月22日告示第24号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年11月16日告示第144号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、1(2)の改正規定、1(7)の次に(8)及び(9)を加える改正規定並びに2(3)の次に(4)を加える改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この告示による改正後の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格を定める告示1(2)の規定は、平成12年度の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格(以下「競争入札参加資格」という。)から適用し、平成11年度の競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則(平成13年8月1日告示第116号)

この告示は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成14年1月31日告示第11号)

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日告示第45号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月1日告示第7号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日告示第173号）

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第46号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日告示第41号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日告示第12号）

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成28年1月8日告示第1号）

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成30年1月10日告示第1号）

1 この告示は、平成30年2月1日から施行する。

2 改正後の1（1）の規定は、平成30年度以後の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格の認定について適用する。

附 則（平成31年1月11日告示第3号）

1 この告示は、平成31年2月1日から施行する。

2 改正後の1（4）の規定は、平成31年度以後の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格の認定について適用する。

附 則（令和2年2月13日告示第14号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月19日告示第7号）

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和8年3月13日告示第26号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。